

平成 27 年 11 月 26 日

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川管理者

愛知県知事 大村秀章

河川敷地占用許可準則（平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達。以下「準則」という。）第二十二第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに都市再生及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

第 1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川矢作川水系乙川の河川区域のうち市道明大寺吹矢橋線（吹矢橋）から名古屋鉄道名古屋本線菅生川橋梁までの別図に示す範囲

2 指定年月日

平成 27 年 11 月 26 日

第 2 都市・地域再生等占有方針

1 占有の許可を受けることができる施設

(1) 広場

(2) 遊歩道

(3) 船着場

(4) 船舶係留施設（係留環、係留杭）

(5) 船舶上下架施設（斜路を含む）

(6) 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、仮置き型照明施設、仮置き型音響施設、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶等の調整・修繕等のための仮設施設

(7) 船上食事施設

(8) 多目的のフロート施設、通路橋、エアアーチ

(9) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす(6)に掲げる施設を含む。）

2 占有の許可を受けることができる施設に係る許可方針

(占有の目的と主体)

- (1) 一級河川矢作川水系乙川の河川区域のうち、都市・地域再生等利用区域として指定された範囲内において、地域活性化に資する川を活かしたまちづくりのためのかわまちづくり事業など、都市及び地域の再生等に資する目的で適正に河川敷地を利用する施設について、準則第二十二第4項第一号に掲げる者のうち準則第六第一号に掲げる者が占有の許可を受けるものとする。

(許可を受けることができる施設の要件)

- (2) 許可を受けることができる施設は、以下の要件を満たしたものとする。

ア 河川法(昭和39年法律第167号)、河川法施行令(昭和40年政令第14号)、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)、工作物設置許可基準(平成6年建設省河治発第72号)の規定等及び準則第八から第十一に掲げる基準に適合し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるものであること。

イ 準則第八に掲げる治水上の支障に係る技術的判断基準に適合させるために、洪水時など河川の状況に応じた措置が必要な施設について、その措置が具体的に定められ、実行できる体制が確保されたものであること。

ウ 洪水、暴風雨、地震、その他緊急時における情報伝達体制及び避難体制が確立され、施設及び河川の利用者の避難が円滑に行われることが確保されたものであること。

エ 河川の構造の安全が保持されるとともに、施設及び河川の利用者の安全が確保されるように、許可を受けた者が、許可工作物を良好な状態に保つよう巡視、点検を実施し、必要に応じて維持、修繕するものであること。

オ 許可を受ける施設の利用が、都市・地域再生等利用区域内の他の許可工作物の利用と兼用される場合は、施設の維持、修繕に係る責任の分担、費用の負担方法、洪水時等における施設及び河川の利用者の避難、利用規制の実施等に係る定めなど、その管理に関する事項について、他の許可工作物の管理者と調整されているものであること。

(許可手続)

- (3) 占有許可を受けるときには、占有しようとする施設の構造、施工方法、利用計画、占有施設を使用する者の概要等について具体的に示すものとする。

(河川敷地の利用の優先)

- (4) 河川敷地の利用は、公共性の高いものを優先させるものとする。

(事業者の施設使用)

- (5) 準則第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。）は、当該許可に係る占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（準則第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下同じ。）をさせることができるものとする。

（施設を使用させるときの条件）

- (6) 施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を公的占有者へ付すこととする。
- ア 施設使用者と使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - イ 使用契約を締結したとき又はその契約を変更したときは、その内容を河川管理者に報告すること。契約期間が満了又は契約を解除した場合も同様とする。
 - ウ 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - エ 施設利用料の徴収及び活用状況について、各年度の状況を翌年度4月末までに河川管理者へ報告すること。
 - オ 施設使用者が占有施設の使用方法を変更する場合は、占有許可の変更の手続きを行うこと。
 - カ 施設使用者が占有施設の用途を廃止したときは、速やかに廃止に係る占有許可の変更又は廃止の手続きを行い、当該変更又は廃止に係る河川敷地を原状に回復すること。
 - キ 占有に係る行為の実施にあたり、他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要な手続きを行うこと。

（使用契約の内容）

- (7) 公的占有者は、使用契約を締結するときは、以下の事項を含んだ契約の内容とするものとする。
- ア 占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）
 - イ 契約期間
 - ウ 施設利用料
 - エ 契約期間が満了し、又は契約が解除された場合の施設の撤去に関する事項
 - オ 施設使用者の各施設の運営に携わる者に対する管理及び監督に関する事項
 - カ 河川の流下に影響を及ぼす物件の洪水時等における撤去等に関する事項

- キ 洪水時など緊急時における情報伝達体制並びに占用施設及び河川の利用者の避難に関する事項
- ク 占用施設及びその周辺における清潔保持に関する事項
- ケ 施設使用に伴い生ずる廃棄物、臭気、音声その他近隣住民等の生活環境に対する影響への配慮に関する事項
- コ 河川敷地の景観や自然環境と調和するよう配慮した施設利用に関する事項
- サ 河川管理者の責務以外の原因で生じた損害について、河川管理者に対して賠償を求めないことに関する事項
- シ 前各号に掲げるもののほか、適正な河川敷地の利用のために必要な事項

(使用契約の条件)

- (8) 公的占用者は使用契約に、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - ア 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - イ 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服するとともに、各施設の運営に携わる者を管理及び監督すること。
 - ウ 施設使用者の河川敷地の利用の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - エ 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。

(緊急報告)

- (9) 洪水、暴風雨、地震、その他緊急時において、施設使用者又は公的占用者が、自ら、施設及び河川の利用者の安全確保に係る措置並びに河川構造を保全するための措置を実施したときは、公的占用者は速やかに河川管理者へ報告し、必要に応じて指示を受けること。

(許可期間)

- (10) 許可の期間は10年以内とする。

第3 都市・地域再生等占用主体

乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会 事務局 岡崎市 代表者 岡崎市長

別 図

